

事務連絡  
令和6年3月14日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設業課 建設業技術企画室長

## 建設発生土の最終搬出先確認義務化（令和6年6月より）に伴う

### ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

さらに、令和6年6月からは、ストックヤード等へ搬出した場合において最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなりますが、登録ストックヤード（ストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤード）を使えば、最終搬出先までの確認が不要となります。

この度、ストックヤード運営事業者登録制度の概要パンフレットを新たに作成いたしました。登録ストックヤードの活用に向けてお役立ていただくとともに、普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただく趣旨でパンフレットを送付させていただきます。さらに、ストックヤード運営事業者の皆様にあわせてご紹介いただく趣旨で、別紙の日時にて実施するWEB説明会についてもご案内いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、支部等に配布する等の方法により一層の周知にご協力いただきたく、都道府県の建設業協会様宛に140部ずつ印刷し郵送いたします。

※パンフレットの電子データは、国土交通省建設業課 HP「[ストックヤード運営事業者登録制度](#)」ページに掲載しております。